

事務連絡
令和2年5月26日

障害福祉サービス事業所 管理者 様
障害児通所支援事業所 管理者 様

尼崎市健康福祉局
法人指導課長
障害福祉課長

緊急事態宣言解除後の障害福祉サービス事業所（通所・短期入所等）
の対応について（通知）

平素は、本市の障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市を含む兵庫県については緊急事態措置を実施すべき区域から5月21日に除外されました。

しかしながら、依然、予断を許さない状況にあるため、引き続き感染防止対策を行う必要があります。つきましては、感染拡大の第2波に備え、引き続き、適切なサービスの実施と感染防止の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

なお、当面の間（～5月31日*）、感染拡大防止の観点から、令和2年4月8日付、事務連絡「緊急事態宣言」発令に係る障害福祉サービス事業所（通所・短期入所等）の対応について」のとおり、利用者への必要な支援が円滑に行われるよう、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

（*今後の感染状況を踏まえ、見直しを実施することがあります。）

以上